

◎中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律

(平成二〇年六月一日法律第六一号)

一、提案理由

(平成二〇年五月七日・衆議院経済産業委員
会)

○甘利国務大臣 初めに、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、手形の利用が大幅に減少しており、手形による資金の融通の機会が減少していることから、中小企業は借入れによる資金調達に頼らざるを得ず、資金繰り負担も増加をしております。

ここで、手形の割引と同様に売掛金債権を早期現金化することができれば、中小企業の資金調達が一層円滑化されると思いますが、早期現金化の手段は限定されているのが現状であります。

このため、早期現金化の機会を拡充するための政策的支援措置を講ずる必要があることから、両法律案を提出した次第であります。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、信用保証制度の仕組みによって売掛金債権の早期現金化を促進するため、このような保証制度を支える新たな信用保険制度を創設するものであります。具体的には、信用保証協会が、商品やサービスを購入する納入先企業の支払い能力を保証し、金融機関が売掛金債権を買い取ること等により、早期現金化を可能とするものであります。

(略)

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二〇年五月二〇日)

○東順治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業が行う資金調達の一層の円滑化を図るためには、中

小企業が保有する売掛金債権の早期現金化を促進することが重要な課題となっております。

このため、本案では、信用保証制度の仕組みにより売掛金債権の早期現金化を促進するための新たな信用保険制度として、特定支払い契約保険を創設することとしております。

（略）
本委員会においては、五月七日甘利経済産業大臣から三法律案に関し提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、五月十四日質疑を終了し、五月十六日、信用保証協会法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきましましては、討論を行い、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、また、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきましましては、採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

（略）
以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告（平成二〇年六月四日）

○山根隆治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

（略）

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、信用保証協会による中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図ろうとするものであります。

（略）
委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、中小企業金融をめぐる諸問題、信用保証協会におけるガバナンスの在り方、中小企業の創業や再生における課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、順次採決の結果、三法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

（略）
以上、御報告申し上げます。